

奈良県告示第六十一号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号）第三条第一項及び第四条第一項第三号の規定により、土地の区域及び建築物の用途を次のとおり指定した。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部建築安全課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和六年五月十七日

奈良県知事 山下 真

市町村	土地の区域	建築物の用途の指定に係る土地の区域	建築物の用途
高取町	大字市尾の一部、大字兵庫の一部及び大字田庄井の一部	大字市尾の一部、大字兵庫の一部及び大字田井庄の一部	都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号）第六条第二号に掲げる建築物の用途、同条第三号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの、同条第四号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床

（次頁に続く。）

面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）並びに同条第五号に掲げる建築物のうち平成十四年総務省告示第百三十九号（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類F―製造業のうち、小分類一七六―医薬品製造業、中分類二三―鉄鋼業、中分類二四―非鉄金属製造業、中分類二五―金属製品製造業、中分類二六―一般機械器具製造業、中分類二七―電気機械器具製造業、中分類二八―情報通

（次頁に続く。）

信機械器具製造業、 中分類二九―電子部 品・デバイス製造業、 中分類三〇―輸送用 機械器具製造業、中 分類三一―精密機械 器具製造業を営む工 場の用途で床面積の 合計が三〇〇平方メ ートル以内のもの（ 計が一五〇平方メー トル以内のものに限 る。）